

西予市条例第12号

西予市文化財保護条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

西予市長 管 家 一 夫

西予市文化財保護条例

西予市文化財保護条例(平成16年西予市条例第131号)の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条～第 4 条)
- 第 2 章 西予市文化財保護審議会(第 5 条～第 9 条)
- 第 3 章 市指定有形文化財(第10条～第25条)
- 第 4 章 市指定無形文化財(第26条～第31条)
- 第 5 章 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財(第32条～第38条)
- 第 6 章 市指定史跡名勝天然記念物(第39条～第45条)
- 第 7 章 市選定保存技術(第46条～第51条)
- 第 8 章 市登録文化財(第52条～第58条)
- 第 9 章 補則(第59条)
- 第10章 罰則(第60条～第62条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第 2 項の規定に基づき、法及び愛媛県文化財保護条例(昭和32年愛媛県条例第11号。以下「県条例」という。)の規定により指定された文化財以外の文化財で、西予市(以下「市」という。)の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を

講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- (4) 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 西予市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(所有者等の心構え)

第4条 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけ公開する等その文化的活用努めなければならない。

第2章 西予市文化財保護審議会

(設置)

第5条 法第190条第1項の規定に基づき、教育委員会に西予市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第6条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第7条 委員は、文化財に関して優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員が職務のために要する経費は、弁償する。

第3章 市指定有形文化財

(指定)

第10条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財のうち、市にとって重要なものを西予市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を教育委員会が告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

- 6 第1項の規定により指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第11条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

- 3 市指定有形文化財について法又は県条例の規定による指定があったときは、市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

- 5 教育委員会から市指定有形文化財の指定の解除通知を受けた所有者は、速やかに、市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第12条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて定める教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

- 4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第13条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新たに所有者等となった者(以下「新所有者」という。)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、毀損等)

第14条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合

は、その者。次条において同じ。)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第15条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合は、この限りでない。

(管理又は修理の補助)

第16条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第17条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理に関し、条例、規則又は教育委員会規則に違反したとき。

(2) 交付を受けた補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第18条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し、必要な措置を勧告することができる。

2 市指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいて講ずる措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、第16条第2項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第19条 市が修理又は管理に関し必要な措置(以下この条において「修理等」という。)につき第16条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の合計額から当該修理等が行われた後、当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の合計額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、市は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第20条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については教育委員会規則の定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が、前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

4 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第2項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第21条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第16条第1項の規

定による補助金の交付を受け、又は第18条第2項の規定による勧告若しくは前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(公開)

第22条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

- 3 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

- 4 教育委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

- 5 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

- 6 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は所有者に対し、通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

第23条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第15条の規定による届出があった場合には、前条第6項の規定を準用する。

(調査)

第24条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

- 2 前項の調査を行う場合は、当該市指定有形文化財の所有者(管理責任者がある場合は、その者)の同意を得なければならない。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第25条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第4章 市指定無形文化財

(指定)

第26条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財のうち、市にとって重要なものを西予市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(市指定無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。
- 3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定又は第2項による認定は、その旨を教育委員会が告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知して行う。
- 5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 6 前項の規定による追加認定には、第3項及び第4項の規定を準用する。

(解除)

第27条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、前条第3項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を教育委員会が告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知して行う。
- 5 市指定無形文化財について法又は県条例の規定による指定があつたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとして、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第28条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者)について、同様とする。

(保存)

第29条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成その他保存のため適当な措置をとることができるものとし、市は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第16条第2項及び第17条の規定を準用する。

(公開)

第30条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による市指定無形文化財の公開については、第22条の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費について、市は、その一部を予算の範囲内で補助することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第16条第2項及び第17条の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第31条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保

存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財 (指定)

第32条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを西予市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを西予市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には第10条第2項から第6項までの規定を、前項の規定による市指定無形民俗文化財の指定には第26条第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、教育委員会がその旨を告示して行う。

(解除)

第33条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第11条第2項及び第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除には、第27条第3項の規定を準用する。

4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の解除は、その旨を告示して行う。

5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について法又は県条例の規定による指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

6 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第11条第4項及び第5項の規定を準用する。

7 第5項の場合の市指定無形文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第34条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第35条 第12条から第15条まで及び第22条から第25条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第36条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第16条第2項及び第17条の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第37条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第30条第3項及び第4項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第38条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第6章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第39条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物のうち市にとって重要なものを西予市指定史跡、西予市指定名勝又は西予市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定には、第10条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第40条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 市指定史跡名勝天然記念物について法又は県条例の規定による指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。
- 3 第1項の規定による指定の解除には第11条第2項の規定を、前項の場合に

は同条第4項の規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第41条 市指定史跡名勝天然記念物につき、所有者がいまいか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難又は不適當であることが明らかに認められる場合は、教育委員会は、適當な法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの含む。)を指定して当該市指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、指定しようとする法人に通知して行う。

4 第1項の規定による指定を受けた法人、社団その他のもの(以下「管理団体」という。)には、第12条第1項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第42条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、教育委員会が定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第43条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第44条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育委員会の定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による許可を与える場合には、第20条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は前項で準用する第20条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けたものに対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第45条 第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第24条及び第25条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。ただし、第14条及び第24条中「(管理責任者がある場合は、その者)」とあるのは「(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)」と、第16条から第19条までのうち「所有者」とあるのは「所有者又は管理団体」と読み替えるものとする。

第7章 市選定保存技術

(選定)

第46条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもののうち市として保存の措置を講ずる必要があるものを西予市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、当該市選定保存技術の保持者又は保存団体(当該市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 前項の規定による認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第26条第3項から第6項までの規定を準用する。

(解除)

第47条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体がその構成員の異動のため保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除は、第27条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 市選定保存技術について法又は県条例の規定による選定があったときは、当該市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

5 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはその全てが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはその全てが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同

じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者の全てが死亡し、かつ、保存団体の全てが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第48条 保持者及び保存団体には、第28条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(保存)

第49条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、又は伝承者の養成その他その保存のため適当な措置をとることができるものとし、市は、保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第16条第2項及び第17条の規定を準用する。

(公開)

第50条 市選定保存技術の記録の所有者には、第37条の規定を準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第51条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者若しくは保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第8章 市登録文化財

(登録)

第52条 教育委員会は、本市の区域内に存する文化財のうちその文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを西予市登録文化財(以下「市登録文化財」という。)として登録簿に登録することができる。

2 市登録文化財の種別は、次のとおりとする。

- (1) 西予市登録有形文化財(以下「市登録有形文化財」という。)
- (2) 西予市登録無形文化財(以下「市登録無形文化財」という。)
- (3) 西予市登録有形民俗文化財(以下「市登録有形民俗文化財」という。)
- (4) 西予市登録無形民俗文化財(以下「市登録無形民俗文化財」という。)
- (5) 西予市登録史跡、西予市登録名勝又は西予市登録天然記念物(以下「市登録史跡名勝天然記念物」と総称する。)

3 前項に規定する市登録有形文化財、市登録有形民俗文化財又は市登録史跡名勝天然記念物(以下「市登録有形文化財等」と総称する。)の登録には、第10条第2項から第5項までの規定を準用する。

4 第2項の規定による市登録無形文化財の登録には、第26条第2項から第6項までの規定を準用する。

5 第2項の規定による市登録無形民俗文化財の登録には、第32条第3項の規定を準用する。

6 第3項の規定による登録をしたときは、教育委員会は、市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

(登録の抹消)

第53条 市登録文化財が市登録文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その登録を抹消することができる。

2 市登録文化財について法の指定の規定、県条例の指定の規定若しくはこの条例の指定の規定による指定又は法の登録の規定による登録があったときは、当該市登録文化財の登録は、抹消されたものとする。

3 第27条第2項及び第7項の規定は、市登録無形文化財について準用する。

4 第1項の規定による市登録有形文化財等の登録の抹消には第11条第2項の規定を、第2項の場合の市登録有形文化財等の登録の抹消には第11条第4項の規定を準用する。

5 第1項の規定による市登録無形文化財の登録の抹消には第27条第4項の規定を、第2項の場合の市登録無形文化財の登録の抹消には第27条第6項の規定を準用する。

6 第1項の規定による市登録無形民俗文化財の登録の抹消には第33条第4項の規定を、第2項の場合の市登録無形民俗文化財の登録の抹消には第33条第7項の規定を準用する。

7 第4項で準用する第11条第2項で準用する第10条第4項の規定による市登録有形文化財等の登録の抹消の通知を受けたとき又は第4項で準用する第11条第4項の規定による通知を受けたときは、市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所有者は、速やかにこれらの文化財の登録証を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第54条 市登録有形文化財等の所有者は、この条例及びこれに基づいて定める教育委員会規則に従い、市登録有形文化財等を管理しなければならない。

2 市登録有形文化財等の所有者には、第12条第2項から第4項までの規定を準用する。

(現状変更等の届出等)

第55条 市登録有形文化財等に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、市登録有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、当該市登録有形文化財等の現状につき報告を求めることができる。

(助言)

第56条 教育委員会は、市登録文化財の保護上必要があると認めるときは、市登録有形文化財等の所有者若しくは管理責任者、市登録無形文化財の保持者若しくは保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるもの又は市登録無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、これらの文化財の保存のために必要な助言をすることができる。

2 教育委員会は、市登録有形文化財若しくは市登録有形民俗文化財の所有者、市登録無形文化財の保持者若しくは保持団体又は市登録無形文化財若しくは市登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、これらの文化財又は記録の公開に関する助言をすることができる。

(準用規定)

第57条 第13条及び第14条の規定は、市登録有形文化財等について準用する。

2 第15条の規定は、市登録有形文化財及び市登録有形民俗文化財について準用する。

3 第28条の規定は、市登録無形文化財について準用する。

4 第43条の規定は、市登録史跡名勝天然記念物について準用する。

(登録証の引渡し)

第58条 市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所有者が変更となったときは、旧所有者は、これらの文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

第9章 補則

(委任)

第59条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第10章 罰則

(刑罰)

第60条 市指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第61条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第62条 第20条又は第44条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の西予市文化財保護条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の西予市文化財保護条例(以下「改正後の条例」という。)の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第19条第3項の規定により委嘱された西予市文化財保護審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、施行の日において改正後の条例第7条第1項に規定する西予市文化財保護審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(罰則に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。